

東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村の後援、協賛及び共催(以下「後援等」という。)名義の使用承認に関し必要な事項を定め、当該事務の適正、かつ、円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の主旨に賛同し、その開催を東秩父村の名義使用に限り援助すること。
- (2) 協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催を外部的に援助すること。
- (3) 共催 行事の企画、又は運営に参加し、責任の一部を負うこと。

(後援等の名義の使用)

第3条 後援等において村長が使用を承認する名義は、東秩父村とする。

2 後援等の名義の使用承認を受けた団体は、当該後援等の承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に村が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(対象となる団体)

第4条 村が後援等名義の使用承認を行う団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体
- (3) 学校及び学校の連合体
- (4) 村内を活動拠点とし、芸術、文化又はスポーツの推進に寄与すると村長が認める団体(所在は村外にあるが、村内に活動実績があり、芸術、文化又はスポーツの推進に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)
- (5) その他村長が適当と認める団体

(後援等の承認の基準)

第5条 村長は、団体の行う事業が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときに、後援等名義の使用承認を行うものとする。

- (1) 芸術、文化又はスポーツの推進など村民福祉の増進に寄与する事業で、公共性があること。
 - (2) 広く村民を対象とした事業であって、原則として村内が開催地であること。ただし、村民の幅広い参加が期待できる事業又は村を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- 2 村長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等の承認を行わないものとする。
- (1) 政治的又は宗教的な内容を含む事業
 - (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

- (3) 営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業
 - (4) 入場料、出品料、参加料等を徴収する場合において、参加者に高額な負担を求めることとなる事業
 - (5) 会員等の勧誘を目的とする事業
 - (6) 法令等に違反する、又は違反するおそれのある事業
 - (7) 公序良俗に反する、又は反するおそれのある事業
 - (8) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業
 - (9) その他村の方針等に鑑み、村長が不適當であると判断した事業
- (申請手続)

第6条 村の後援等の承認を受けようとする団体は、あらかじめ東秩父村後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 役員の名、役職名等が分かる書類
- (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加費その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請を行った団体は、当該後援等の承認の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(後援等の承認の決定)

第7条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當であると認めるときは、東秩父村後援等名義使用承認決定通知書(様式第2号)を、不適當であると認めるときは、東秩父村後援等名義使用不承認決定通知書(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

2 村長は、前項の規定による後援等の承認に際し、必要であると認めるときは、その決定に条件を付することができる。

(変更の届出)

第8条 後援等の承認の決定を受けた団体は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに東秩父村後援等使用名義承認事項変更届出書(様式第4号)に当該変更事項を記載して、村長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として村長が認める場合は、この限りでない。

(後援等の承認の取消し)

第9条 村長は、後援等の承認の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により後援等の承認の決定を受けたとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 後援等の承認について付した条件に違反したとき。

(4) 前条本文の規定による届出をしなかったとき。

(5) 主催者から後援等の承認の取消しの申出があったとき。

2 村長は、前項の規定により後援等の承認の決定を取り消した場合は、東秩父村後援等名義使用承認決定取消通知書(様式第5号)により、当該団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援等の承認を取り消された団体は、直ちに、交付を受けた東秩父村後援等名義使用承認決定通知書を村長に返還しなければならない。

(経費の負担)

第10条 村長は、後援等の承認を行う場合においては、原則として当該承認に係る事業に要する経費は負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第11条 後援等の承認の決定を受けた団体は、事業終了後速やかに東秩父村後援等名義使用承認事業実施報告書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

2 第7条第1項第4号に規定する収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する実施報告書に、当該後援等の承認の決定を受けた事業に係る収支決算書を添付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

東秩父村長 様

申請者 住 所
 団 体 名
 代 表 者
 電 話 番 号

⑩

東秩父村後援等名義使用承認申請書

下記の事業の開催について、東秩父村の後援等を受けたいので、東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

承認の内容	後援 ・ 協賛 ・ 共催 (該当項目に○印を記入)		
事業の名称			
主催団体			
事業の目的			
事業の内容			
開催期日	年 月 日()から 年 月 日()まで		
開催場所			
入場料の有無 及び金額	無 ・ 有 (円) 徴収目的：入場料・参加料・その他()		
連絡責任者	住所		
	氏名		電話番号
通知送付先	<input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> 連絡責任者住所(どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> してしてください。)		

様式第 2 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

東秩父村長



東秩父村後援等名義使用承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった村の後援等については、下記のとおり承認しますので、東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 承認の内容 後援 ・ 協賛 ・ 共催

- 2 事業の名称

- 3 注意事項
 - (1) 後援を受ける場合は、「東秩父村」の名義使用にとどまります。
 - (2) 承認後であっても、村が後援等を行うことが適当でないと認められたときは、承認を取り消す場合があります。
 - (3) 後援等を受けた事業が終了したときは、速やかに東秩父村後援等名義使用承認事業実施報告書(様式第 6 号)を提出してください。

様式第 3 号(第 7 条関係)

年 月 日

様

東秩父村長



東秩父村後援等名義使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった村の後援等については、下記の理由により承認できませんので、東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱第 8 条の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

東秩父村長 様

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

印

東秩父村後援等使用名義承認事項変更届出書

年 月 日付 第 号で後援等の承認を受けた事業の内容について、申請書の記載事項に変更が生じたので、東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱第 9 条の規定により届出します。

記

事業の名称		
区 分	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項		
変 更 理 由		
そ の 他		

様式第 5 号(第 9 条関連)

年 月 日

様

東秩父村長



東秩父村後援等名義使用承認決定取消通知書

年 月 日付 第 号で後援等の承認をした事業について、下記理由により決定の取消をいたしましたので、東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 取消理由

様式第 6 号(第 11 条関係)

年 月 日

東秩父村長 様

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

⑩

東秩父村後援等名義使用承認事業実施報告書

年 月 日付 第 号で承認等を受けた事業が終了したので、
東秩父村後援等名義の使用承認事務処理要綱第 12 条の規定により報告します。

承認の内容	後援 ・ 協賛 ・ 共催 (該当項目に○印を記入)
事業の名称	
開催期日	年 月 日()から 年 月 日()まで
開催場所	
参加者人数	
入場料・参加費等	無 ・ 有 (円) 徴収目的： 入場料・参加料・その他() ※有の場合は必ず決算書を添付してください。
事業の成果	